

中央区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約分)

様式14

No	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成28年度こどもと地域をむすぶ 「きずな」活性化事業業務委託	200	親子わくわくコンサート実行委 員会	217,800	平成28年8月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
2	平成28年度人材育成を通じた窓口 サービス向上事業「中央区役所語 学研修」業務委託	200	(株)インターグループ	395,040	平成28年8月8日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
3	行旅死亡人葬祭委託	200	(株)公益社	161,429	平成28年8月15日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G2	-
4	行旅死亡人葬祭委託	200	(株)公益社	153,069	平成28年9月27日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G2	-

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度 こどもと地域をむすぶ「きずな」活性化事業業務委託

2. 契約の相手方

親子わくわくコンサート実行委員会

3. 随意契約理由

本事業は、地域での人とのつながりを通じて、こどもたちが地域に対する愛着を深め生きる力を育むとともに、保護者だけでなく、社会総がかりで子どもを育むことにより、教育を通じた地域コミュニティの活性化を図ることを目的としている。こどもの地域への帰属意識や公共意識を育む体験交流事業を実施するにあたり、企画運営や事業方法など総合的に勘案する必要があるため、最も優れた提案内容に基づいて仕様を構成することにより、本業務委託の優れた成果が期待できる。したがって、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ（電話番号：06-6267-9743）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 28 年度人材育成を通じた窓口サービス向上事業「中央区役所語学研修」業務委託

2. 契約の相手方

(株) インターグループ

3. 随意契約理由

本事業は、中央区役所の窓口サービス向上を目指し、区役所へ来庁する外国人市民に対し、手続き窓口への案内や制度説明等をスムーズかつ的確に行えるよう、職員の語学力を向上させることを目的とする事業であり、実施する研修の内容については、窓口対応に適した企画力や受講者スキルの評価を求められるなど、高度な知識・技術、ノウハウや応用力が必要とされる業務であるため、最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成する業務委託が優れた成果を期待できるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

(株) 公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

(株) 公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）